

ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行)

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、ユタカ交通株式会社(和歌山県和歌山市湊1850番地、和歌山県知事登録旅行業第2-249号、以下「当社」といいます。)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。))を締結することになります。

(2)旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)および当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。

2. 旅行のお申込みおよび契約の成立時期

(1)旅行のお申込みは、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、申込金を添えてお申し込みください。

(2)当社は、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点で申込金は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申し込み手続きをお願いします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

(3)お客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。

(4)お客様が(2)の期間内に申込金を提出しない場合又は会員番号等を通知しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

(5)お申し込みの際、お1人様につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払い対象旅行代金」または「取消料」、「違約料」の一部または全部として取り扱います。

区分	申込金(お1人)
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

この表における旅行代金は、「お支払い対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

(6)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。

3. お申し込み条件

短縮中の、現在健康を損なっている方、身体に障害をお持ちの方、補助使用者の方などで、特別な配慮(車椅子の手配等)を必要とする場合は、旅行申し込み時にその旨をお申し出ください。当社は可能で合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する追加費用はお客様の負担となります。

また、旅行内容や現地事情、運送・宿泊機関等の状況等により健康診断書の提出、同伴者・介助者のご同行を条件とさせていただきますが、日程の一部変更や参加をお断りする場合があります。

4. 契約書面および確定書面(最終日程表)の交付

確定した旅行日程、航空機の便名、列車名および宿泊ホテル名、集合場所および時刻等が記載された確定書面(最終日程表)を速くとも旅行開始日の前日までににお渡しします。(原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7~10日目にあたる日より前にお渡しするよう努力いたします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降に旅行の申し込みがなされた場合には、旅行開始日までににお渡しします。また、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までににお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

6. 旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限り航空機は普通席)、宿泊費、食事代、消費税等の諸税、旅客施設使用料(空港により必要な場合)及び特に明示したその他の費用等。

(2)添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心づけを含みます。

7. 旅行代金に含まれないもの

第7項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1)超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)

(2)クリーニング代、電報電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料

(3)ご希望のみ参加されるオプションプラン(別途料金の小旅行)の代金

(4)お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(見学料・食事代・写真代・交通費等)

(5)ご自宅から発着地までの交通費・宿泊代

8. 旅行内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、気象条件、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、官公署の命令など、当社の関与し得ない事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい場合は当該旅行の実施を取り止め、又はお客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてもやむを得ないときは変更後に理由を説明いたします。

9. 旅行代金の変更

(1)当社は利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経費情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日からさかのぼって起算して15日前にあたる日より前にお客様にその旨を通知いたします。

(2)第9項の事由により旅行内容を変更したことによって、旅行の実施に要する費用が増加するときは、運送・宿泊機関の座席、部屋などの諸設備が不足が発生したことによる場合を除き、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。

(3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

10. お客様の交代

お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料(お1人様につき10,500円)と共に当社にご提出していただきます。

11. お客様の解除権・旅行開始前

(1)お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次にによる取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申し込み時に営業時間等をお客様自身でもご確認ください。

解除期日	取消料(お1人)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日(日曜日)旅行にあつては10日目に当たる日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降前々日に当たる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
無連絡不参加および旅行開始後	旅行代金の100%

(2)旅行契約成立後、お客様のご都合によりコースまたは出発日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、上記の取消料の対象となります。

(3)当社は、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(または申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払います。

12. 当社の責任

(1)当社は、旅行契約の履行にあつては、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限り、また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりでつき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

(2)お客様が、以下に例示するような当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社または手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。

(ア)天災地変、戦乱、暴動またはこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

(イ)運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止またはこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

(ウ)官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

(エ)自由行動中の事故 (オ)食中毒 (カ)盗難

(キ)運送機関の遅延・不遇・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

13. 特別補償

当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規定」に従い、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、通院見舞金および入院見舞金を支払います。補償金等の額は、お客様おひとりでつき通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、死亡補償金として1,500万円、また、所有の身の回り品に損害を被ったときは、15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)に支払います。

14. 旅程補償

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。

(2)契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます。))は変更補償金を支払いません。

a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
b. 戦乱 c. 暴動 d. 官公署の命令
e. 欠航、不遇、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
f. 遅延、運送スケジュールの変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
g. 旅行参加者の生命または身体への安全確保のための必要な措置

(3)(1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1旅行契約につきお支払い対象旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 = お支払い対象旅行代金 × 1件につき下記の率	
	旅行開始日の「前日までにお客様に」通知した場合	旅行開始日「以降にお客様に」通知した場合
① 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます。)その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑧ 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2 確定書類が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第4号又は第6号若しくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6 第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までの率を適用せず、第8号によります。

15. お客様の責任

お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

16. 個人情報の取り扱い

(1)当社及びパンフレットの「販売店」欄記載の委託旅行業者(以下「販売店」といいます。))は、旅行申し込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供するためのサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただきます(ほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします)。

(2)当社及び販売店が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。

(3)当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、お客様の個人データを免税品店等の事業者に提供することがあります。この場合、お名前、郵便番号、搭乗航空便名等に係る個人データを、電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申し出ください。

(4)上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、ホームページ下部【旅行業規約・プライバシーポリシー】でご確認ください。なお、販売店の個人情報取り扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。

【旅行企画・実施】 ユタカ交通株式会社 和歌山県知事登録旅行業第2-249号 総合旅行業務取扱管理者 井上 恵司 和歌山市七番丁26-1ダイワロイネットホテル1階	【お問い合わせ】 ゆたか旅案内所 TICWAKAYAMA TEL : 073-422-0048 メール : info@ticwakayama.jp (10:00~19:00/年中無休)
-----------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当者説明に不明な点がございましたら、旅行業務取扱管理者(営業所での取引責任者)にご質問ください。